

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和26年10月3日、資格喪失日は同年12月30日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年10月から27年5月まで

私は、A社の常務取締役のお世話で同社に入社し、申立期間において勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。給与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているので、申立期間の厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和26年10月3日から同年12月30日までの期間について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳において、申立人と同姓同名の被保険者（ただし、生年月日が2日相違）の同年10月3日に資格を取得し、同年12月30日に資格を喪失している基礎年金番号に未統合の記録が確認できる。

また、上記の被保険者名簿によると、申立人が記憶している当時の上司及び同僚の厚生年金保険被保険者記録が確認できるところ、同僚3人（申立人が記憶している同僚1人を含む。）は、申立人と一緒に勤務していたと供述していることから、申立人は、A社において勤務していたものと推認される。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者名簿及び被保険者台帳の記録は、申立人の記録であり、事業主は、A社において、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を昭和26年10月3日に取得し、同年12月30日に同被保険者資格を喪失した旨を、社会保険事務所（当時）に対し届出していたと認められる。

なお、昭和26年10月3日から同年12月30日までの期間の標準報酬月額については、今回統合する申立人と認められる上記の被保険者名簿及び被保険者台帳の記録から、6,000円とすることが妥当である。

2 一方、申立期間のうち、昭和26年12月30日から27年5月までの期間について、申立人は、「昭和26年10月ごろA社に入社し、引き続き同社に勤務していた。」と主張しているが、前述の同僚3人は、申立人が同社に勤務していた期間について記憶していない。

また、A社において、昭和26年12月30日から27年5月31日までの間に厚生年金保険被保険者の資格を取得している同僚6人のうち1人は、「私が入社した当時、申立人は勤務していなかった。」と供述しており、残る5人は申立人のことを記憶していない。

さらに、B社では、当時のA社に係る資料は保管しておらず、申立人の昭和26年12月30日から27年5月までの期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の昭和26年12月30日から27年5月までの期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、昭和26年12月30日から27年5月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年10月から61年3月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月から61年3月まで

私は、国民年金加入後しばらくしてから付加年金に加入し、付加保険料を含む国民年金保険料は、夫の分と一緒に納付していた。申立期間の付加保険料については、夫が納付済みであるのに、私が未納となっていることに納得できないので、年金記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

国民年金の付加保険料は定額保険料に付加し、併せて納付することとされているものであるが、オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る定額保険料については、昭和61年6月14日に作成された納付書により、60年10月分を61年6月25日に、60年11月分を61年7月10日に、60年12月分を61年8月4日に、61年1月分を同年9月1日に、同年2月分を同年10月14日に、同年3月分を同年11月14日にそれぞれ過年度納付されていることが確認できることから、申立人の付加年金は任意加入であり、付加保険料は、国民年金法第87条の2において、納期限までに納付しなければならない旨規定されており、翌年度に過年度納付することはできないことから、申立人が申立期間に係る定額保険料を納付した時点では、申立期間の付加保険料を納付することはできない。

また、申立人は、「付加保険料を含む国民年金保険料は、夫の分と一緒に納付していた。」と主張しているが、オンライン記録によると、申立人の夫の申立期間に係る定額保険料及び付加保険料は、現年度納付によりほぼ毎月納付されていることが確認できることから、申立人の主張とは符合しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年5月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月から50年3月まで

私は、結婚後間もない昭和39年5月ごろに国民年金の加入手続きを行い、毎月A銀行B支店において国民年金保険料を納付していたが、社会保険事務所（当時）の記録では、申立期間の保険料が未納となっているので、当該記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「結婚後間もない昭和39年5月ごろに国民年金の加入手続きを行った。」と主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年12月5日に払い出されていることが確認でき、このころに申立人の国民年金の加入手続きが行われたことがうかがえる上、それ以前に、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和50年12月時点は、第2回特例納付の実施期間中であることから、当該特例納付及び過年度納付を利用することにより、申立期間における国民年金保険料を納付することは可能であるものの、申立人は、「申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付した記憶は無い。」と供述している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から49年3月まで

申立期間当時、私は学生であり、母は国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も市町村役場で納付したと言っていた。その時に交付された国民年金手帳も持っており、保険料は納付していたはずなので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人が保管する国民年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号*については、昭和46年8月4日にA市町村で払い出されているものの、「取消」の印が押されていることが確認できるとともに、A市町村の国民年金マスターカード及び同市町村の国民年金検認カードによると、当該手帳記号番号は、同年9月1日に取り消されていることが確認できる上、このほかに申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間当時、申立人は国民年金の未加入者であり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人の国民年金の加入の手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の母親は、高齢であるとの理由から事情聴取することができず、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況について具体的な供述は得られない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月1日から47年3月1日まで

A社B事業所を退職後、同社に係る厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を受給したことを記憶しているが、その後に勤務したC社においては、アルバイトで勤務していたので、当時、厚生年金保険に加入していることを知らなかったことから、申立期間に係る脱退手当金は受給していない。

申立期間が厚生年金保険被保険者期間となるよう記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社B事業所を退職後、同社に係る厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を受給したことを記憶しているが、同社よりも後に勤務していたC社に係る被保険者期間については、脱退手当金を受給していない。」と主張しているが、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、A社B事業所及びC社における厚生年金保険被保険者期間を支給対象として、C社の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和47年6月16日に支給決定されていることが確認できる。

また、申立人のA社B事業所及びC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味するゴム印が押されているとともに、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、前述のそれぞれの被保険者原票に押されたゴム印の日付が、同日の昭和47年6月13日（処理日）であることが確認できるところ、i) C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、*で払い出されていたが、A社B事業所において払い出された*に統合されていることが厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び被保険者原票から確認できること、ii) 上記の記号番号払出簿及び被保険者原票によると、それぞれの記号番号の氏名が旧姓で統合されていることから、脱退手当金の支給決定以前において統合され、C社に係る被保険者期間につい

ても脱退手当金の計算の基礎とされたものと考えてのが相当である。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年6月6日から37年5月1日まで
② 昭和48年11月11日から49年5月15日まで
③ 昭和49年7月5日から50年7月5日まで

申立期間①については、私は、昭和36年4月1日から37年5月1日までの期間、A社B事業所（現在は、C社D事業所）で勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録では、36年4月1日に資格取得し、同年6月6日に資格喪失したようになっており、同年6月6日から37年5月1日までの期間については、厚生年金保険の被保険者記録が無い。当該期間について、厚生年金保険に加入していたはずなので、記録の訂正を希望する。

申立期間②については、私は、昭和48年8月28日から49年5月15日までの期間、E社で勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録では、48年8月28日に資格取得し、同年11月11日に資格喪失したようになっており、同年11月11日から49年5月15日までの期間については、厚生年金保険の被保険者記録が無い。当該期間について、厚生年金保険に加入していたはずなので、記録の訂正を希望する。

申立期間③については、私は、昭和49年5月15日から50年7月5日までの期間、F社で勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録では、49年5月15日に資格取得し、同年7月5日に資格喪失したようになっており、同年7月5日から50年7月5日までの期間については、厚生年金保険の被保険者記録が無い。当該期間について、厚生年金保険に加入していたはずなので、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和36年4月1日から37年5月1日までの期間、A社B事業所で勤務していたので、36年6月6日から37年5月1日までの期間も厚生年金保険に加入していたはずであると申し立てている。

しかしながら、C社D事業所から提出された申立人に係る「厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」における資格取得年月日欄に「昭和36年4月1日」と、「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」における資格喪失年月日欄に「昭和36年6月6日」と記載されていることが確認でき、これは、同社から提出された臨時工に係る入社名簿（昭和36年5月から同年12月までの期間）において、昭和36年5月及び同年6月の頁に申立人の氏名が記載されているものの、同年7月以降の頁に申立人の氏名が記載されていないことと符合する。

また、当時のA社B事業所の人事担当者及び同僚2人は、申立人が勤務していたことを記憶していたものの、「申立人がどれくらいの期間在籍していたかまでは知らない。」、「申立人が、そんなに長い間会社にいたという記憶は無い。」と供述している。

さらに、A社B事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同日の昭和36年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚29人のうち22人に照会し、回答が得られた19人全員が、「申立人のことを知らない。」と回答しているほか、同社の臨時工に係る入社名簿において、申立人と同じ「G課」に氏名が確認できる同僚11人のうち7人に照会し、回答が得られた6人全員が、「申立人のことを知らない。」と回答していることから、申立人が申立期間①において同社で勤務していたことを確認することができない。

加えて、C社D事業所は、「申立人は、昭和36年4月から臨時工として入社しているが、同年6月以降については、在籍していたか不明である。」と回答しており、そのほか、保険料控除をうかがわせる資料及び事情は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、昭和48年8月28日から49年5月15日までの期間、E社で勤務していたので、48年11月11日から49年5月15日までの期間も厚生年金保険に加入していたはずであると申し立てている。

しかしながら、申立人に係る雇用保険被保険者記録によると、E社における資格取得日が昭和48年8月28日、離職日が同年11月10日と記録されており、これは、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録と符合する。

また、当時のE社における労務担当者は、「雇用保険には、全員、加入させていた。雇用保険と社会保険の記録が同じなら、その時に退職したのは間違いない。在職者の資格を切るということはある得ない。」と供述している。

さらに、E社において、当時、厚生年金保険被保険者資格が確認できる同僚のうち、電話又は文書で59人に照会し、回答が得られた45人のうち44人は、「申立人のことを知らない。」と回答し、もう1人は、「分からない。」と回答していることから、申立人が申立期間②において同社で勤務していたことを確認することができない。

加えて、申立期間当時の事業主は、既に死亡しているため供述は得られず、上記事業主の息子である元役員は、「会社は、平成8年に倒産し、当時の書類は残っていない。」と供述しており、そのほかに、保険料控除をうかがわせる資料及び事情は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③について、申立人は、昭和49年5月15日から50年7月5日までの期間、F社で勤務していたので、49年7月5日から50年7月5日までの期間も厚生年金保険に加入していたはずであると申し立てている。

しかしながら、申立人に係る雇用保険被保険者記録によると、F社における資格取得日が昭和49年5月15日、離職日が同年7月4日と記録されており、これは、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録と符合する。

また、当時のF社における労務担当者は、既に死亡しているため供述は得られないものの、前任の元労務担当者は、「雇用保険と厚生年金保険は、一緒に手続をしていた。雇用保険の記録と厚生年金保険の記録が同じなら、その記録が正しいはずである。」と供述している。

さらに、F社から提出された申立期間当時の社会保険加入状況を整理した名簿には、申立人の氏名は確認できず、同社の現在の社会保険事務担当者は、「社会保険加入状況を整理した名簿で申立人の氏名が確認できないのは、すぐに辞めたからだと思われる。労働者名簿等、申立人の在籍を確認できる書類は残っていない。」と供述している。

加えて、F社において、当時、厚生年金保険被保険者資格が確認できる同僚のうち、電話又は文書で42人に照会し、回答が得られた35人のうち32人は、「申立人のことを知らない。」と回答し、残る3人は、「申立人を知っている。」と回答しているものの、申立人の勤務期間については記憶しておらず、また、同社には、申立人と同姓の者が複数人いたとの供述もあり、記憶している人物が申立人であるとの確証が得られないことから、申立人が申立期間③において同社で勤務していたことを確認することができない。

このほか、申立人の申立期間③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

和歌山厚生年金 事案 605 (事案 23 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月から23年10月まで

私は、昭和21年4月にA社B支店に入社し、同支店が閉店した23年10月まで正社員として売り場で勤務していたが、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において同支店から交付された健康保険証でC病院に通院した記憶があるので、第三者委員会に申し立てたところ、年金記録の訂正について認められなかった。

しかしながら、申立期間にA社B支店に勤務し、同支店から交付された健康保険証で病院に通院したのは事実であるので、旧姓で再度、記録確認するとともに、当時の同僚の兄に確認していただき、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が記憶している当時の同僚の厚生年金保険被保険者記録が確認できることから、申立人がA社B支店(適用事業所名は、A社D事業所)に勤務していたことは推認できるものの、A社及びE組合には申立人に係る資料は見当たらず、当時の役員及び同僚からも申立人が、申立期間において給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得られないことから、既に当委員会の決定に基づき平成20年5月27日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、当時の同僚の兄の供述を強く希望するとともに、申立人をA社B支店に紹介した同僚の氏名を思い出し、それらを新たな資料及び有力な周辺事情として主張している。

しかしながら、同僚の兄は、「申立人が妹と同じA社に勤務していたことは聞いているが、その他のことは分からない。」と供述していることから、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されてい

たことをうかがわせる供述は得られなかった。

また、申立人をA社B支店に紹介したとする同僚は既に死亡している上、A社D事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者であった同僚で連絡の取れた25人は、申立人のことを記憶しておらず、これらの者から、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除についての供述は得られない。

さらに、再度、申立人の旧姓でA社に照会したところ、「申立人の旧姓での資料は見当たらない。」と回答している。

加えて、上記の被保険者名簿によると、申立人の旧姓での厚生年金保険被保険者の記録は確認できない。

これらのことから、申立人の主張は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。